

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

信託受益権の評価方法

Q : 信託受益権の評価方法について改正が行われ、元本受益権の評価を活用した節税策が封じられたと聞きましたが、本当でしょうか。

A : 先ごろ行われた財産評価基本通達の改正に盛り込まれています。

【解説】

先ごろ行われた財産評価基本通達の改正では、非上場株式の評価方法や、国外財産の評価方法のほか、信託財産の収益と元本の受益者が異なる場合の信託受益権の評価方法についても改正が行われています。

これまで、収益受益権は「年収益額×信託期間に応じた年4.5%の複利年金現価率」、元本受益権は「信託財産の課税時期における相続税評価額×信託期間に応じた年4.5%の複利現価率」で求めることとされていました。

今回の通達改正で、元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては、元本受益権の価額は「信託財産の相続税評価額－収益受益権の価額」で求めることとされています。これにより、収益受益権の価額と元本受益権の価額の合計額は常に信託財産の相続税評価額と一致することになります。

旧通達を利用した節税手法は、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当」と判断される危険性が指摘されていましたが、今回の通達改正で、元本受益権の評価を活用した対策は完全に封じられたこととなります。

